

平成23年5月

保護者のみなさんへ

貝塚市立永寿小学校
校長 阪口 博

警報発令時の臨時措置について

大阪府または泉州に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の様な措置を取ります。

記

①朝7時に、「暴風警報」が出ているときは、休校にします。

(大雨、洪水、雷、高潮等の警報は含みません)

②登校後、「暴風警報」が出されたときは、校長が判断して、下校させることがあります。その場合にそなえて、どこへ帰宅するか、子どもと十分に話し合い、きちんと約束をしておいて下さい。

③なかよしホームについて

・午前7時に警報が出されているときは、休みます。

・登校後、警報が出され、下校させるときも休みます。

☆警報発令中に学校への電話での問い合わせはご遠慮下さい。
関係庁からの大切な連絡が取れなくなりますので、ご理解

・ご協力をお願いいたします。

※上記の措置については、年間適用されますので、大切に保存しておいて下さい。